

議案第20号

佐倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月20日提出

佐倉市長 西田三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例

佐倉市国民健康保険条例（昭和34年佐倉市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行日前の被保険者の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。